県営伊方地区土地改良事業(区画整理)事業計画の変更後の計画概要の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定に基づき、県営伊方地区土地改良（区画整理）事業計画を変更したいので、同条第１項の規定により変更後の計画の概要を公告します。

なお、県営伊方地区土地改良（区画整理）事業の変更計画により新たにこの事業の施行に係る地域となるべき地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者であって、その農用地についてこの事業に参加しようとする者、又は当該地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者のうち、その農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする者は、同法第３条の規定により令和８年12月７日までに福智町の農業委員会に申し出てください。

令和８年11月25日

福岡県知事　　服部　誠太郎